

平成 26 年度 第 14 回豊能町教育委員会会議（3 月臨時会）会議録

日 時：平成 27 年 3 月 23 日（月）午後 3 時 10 分～午後 4 時 48 分

場 所：豊能町役場（2 階）大会議室

出席者：教育委員 岸本恵子委員長、太田佳子委員長職務代理、古谷治委員、  
川村新委員、石塚謙二教育長

事務局 今中教育次長、塩山教育総務課長、板倉教育支援課長、  
船曳生涯学習課長、川西教育支援課子ども支援室長、  
入江教育総務課課長補佐

会議次第

1. 議長（委員長）あいさつ

2. 審議事項

- ・第 39 号議案 豊能町教育基本指針について
- ・第 41 号議案 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則の制定について
- ・第 42 号議案 豊能町教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則について
- ・第 43 号議案 豊能町立認定こども園条例施行規則の制定について
- ・第 44 号議案 豊能町立保育所規則の一部を改正する規則について
- ・第 45 号議案 豊能町立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について

3. 報告事項

- ・3 月定例議会の報告について

開会 午後 3 時 10 分

1. 議長（委員長）あいさつ

議 長：ただいまの出席委員は 5 名です。過半数に達していますので、ただいまから 3 月の教育委員会臨時会を開会します。会議録署名人を太田委員にお願いします。

本日は、先日の 3 月 19 日に開催した定例会で継続審議となった議案、3 月定例議会で町が提案していた新教育長に関する諸規定、認定こども園、幼稚園及び保育所の関係条例の議案が可決成立したので、その関係規則の整備について、急ぎ審議する必要があるため開催する。本日は、前回継続審議となっている第 39 号議案「豊能町教育基本指針について」のほか 5 議案を議題とする。

2. 審議事項

議 長：第 39 号議案「豊能町教育基本指針について」提案理由の説明を求める。

事務局：（第 39 号議案について説明）

議 長：ただいまの提案に対する質疑を求める。

委 員：3 頁の「いじめ・不登校等解消のための環境整備及び体罰禁止の徹底」について、いじめ問

題については総合教育会議での対応についてをふれてはどうか。5ページの「放課後の居場所づくり」について、昨年は、わくわく教室との一体化とについて記載があったと思うが、今回はふれないのか。

事務局：わくわく教室は、補助金を受けて3年間、補助金が切れても1年間実施してきたが、今回再編しないといけない。今回、わくわく教室は、育成室と連携して子どもが下校時刻まで遊んで帰れる「放課後の居場所づくり」として再編し、今後は取り組みたい。

委員：8頁の「教員の資質向上及びサービスの徹底について」は、昨年ソーシャルメディアについて記載があったが、今回は記載がない。

事務局：確認し、漏れがあれば記載する。

委員：9頁の「人権教育について」の指示事項で、いじめについて昨年はいじめ防止対策推進法に基づく内容があったが、今回、その記載はないがどうなったのか。生涯学習の関係では、かなり昨年の内容と変わっているが、ある程度継続性が必要な部分は記載する方がよいと思う。ユーベルホールの運営については、ユーベルホールの改革の取組との整合を図る方がよいと思う。

事務局：昨年度、生涯学習の推進についての重点項目で、土曜日の小中学校の教育活動を取り上げ実施した。27年度も継続予定だが、26年度はメインということで取り上げたが、今回は省いた。ユーベルホールについては、館長とは協議しているが、もう少しユーベルの活性化について内容を検討したい。

委員：文化の振興については、重点目標で取り上げているので、省いているのではないか。

事務局：4頁の重点目標で「地域の特性を生かした文化の振興」の方針について、修正して具体的に記載している。

教育長：議会では、本町の文化の方針が見えないとの意見もあり、今回、指針で目標として具体的に上げたが、26年度の方針と照らし合わせ、27年度の重点目標が妥当なものかどうか事務局で確認し整理する。

議長：この点は、委員の指摘を踏まえ、重点目標で方針が見える形にしてください。後の指示事項についても再度確認し、不足分があれば加えてください。

事務局：今回、教育基本指針としてまとめる際、当初は、学校への指導が主だったと思っているが、本町では、生涯学習であるとか就学前の福祉、児童虐待等も網羅する中で、教育指針としてまとめるには難しいと感じる。来年度は、タイトルも含め検討していきたい。学校への指導は指示事項としているが、生涯学習では重点事項としており、誰を対象とするのかで、表現が異なり今後の課題だと思う。本日の意見等を踏まえ、検討を行う。

議長：質疑を終結する。採決を行う。第39号議案「豊能町教育基本指針について」賛成の方の挙手を求める。

議長：挙手全員である。第39号議案は可決されました。

議 長：次に、第 41 号議案 「教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則の制定について」の提案理由の説明を求める。

事務局：(第 41 号議案について説明)

(質疑応答)

議 長：第 2 条第 6 号に該当する項目は、教育委員会を開いて審議するのか。

事務局：第 2 条第 6 号に該当する事案がでてきたら、教育委員会に諮る。

議 長：質疑を終結する。採決を行う。第 41 号議案 「教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則の制定について」賛成の方の挙手を求める。

議 長：挙手全員である。第 41 号議案は可決されました。

議 長：次に、第 42 号議案「豊能町教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則について」提案理由の説明を求める。

事務局：(第 42 号議案について説明)

議 長：ただいまの提案に対する質疑を求める。

議 長：これは、ほかの部署も同様の内容の改正があるのか。

事務局：全ての部署で同じ対応となる。

議 長：質疑を終結する。採決を行う。第 42 号議案「豊能町教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則について」賛成の方の挙手を求める。

議 長：挙手全員である。第 42 号議案は可決されました。

議 長：次に、第 43 号議案「豊能町立認定こども園条例施行規則の制定について」提案理由の説明を求める。

事務局：(第 43 号議案について説明)

議 長：ただいまの提案に対する質疑を求める。

教育長：第 6 条第 2 項で、認定こども園に副園長を置くことができるとしている。事務局としては、財政措置で有利となると考え、副園長を置きたいと思っている。

委 員：副園長と園長補佐の違いは何か。

事務局：所園長の補佐としての位置付で、幼稚園では園長補佐、保育所では所長補佐がいるが、今回、認定こども園の必置要件で、園長と保育教諭を置き、次に副園長は置くことができると規定している。副園長を置いた場合は、運営費の加算要件（財政措置）がある。副園長は、園長

補佐や所長補佐と同じ職務内容なので、認定こども園の園長補佐はなくてもよいのだが、管理職手当の条例で副園長の位置づけがないので、管理職手当がつかないことになる。なので、副園長と園長補佐を併存させることにした。

教育長：本町では従来、副園長を置かず園長補佐として配置してきた。職務内容は同じだが、今回、副園長を配置すれば、運営費の加算があるが、管理職手当がつかない。よって、園長補佐兼副園長とし、園長補佐で管理職手当がつくことになる。今後、副園長で管理職手当のつくように規定の整備が必要と思う。

事務局：主幹保育教諭については、主査級であり、認定こども園で主に子育て支援事業を担当する位置づけの者である。

議長：質疑を終結する。採決を行う。第 43 号議案「豊能町立認定こども園条例施行規則の制定について」賛成の方の挙手を求める。

議長：挙手全員である。第 43 号議案は可決されました。

議長：次に、第 44 号議案「豊能町立保育所規則の一部を改正する規則について」提案理由の説明を求める。

事務局：(第 44 号議案について説明)

議長：ただいまの提案に対する質疑を求める。

教育長：保育料については、教育委員会規則ではなく町規則で規定する。

議長：質疑を終結する。採決を行う。第 44 号議案「豊能町立保育所規則の一部を改正する規則について」賛成の方の挙手を求める。

議長：挙手全員である。第 44 号議案は可決されました。

議長：次に、第 45 号議案「豊能町立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について」提案理由の説明を求める。

事務局：(第 45 号議案について説明)

議長：ただいまの提案に対する質疑を求める。

委員：保育料の規定を改正するメリットとデメリットについて説明を求める。

事務局：幼稚園の保育料に関しては、町規則で規定するので、この場で審議することではないが、今まで町が定める一律の額であったが、次は、国の政令により、保護者の市町村民税額をもとに保育料が 5 階層に分かれる。低所得階層の方は今までの保育料より下がり、高所得の方は保育料は上がる。また、幼稚園、保育所等もまとめて市町村民税額を基準にまとめて保育料を規定している。町外の施設型給付を受ける私立幼稚園の保育料も町で規定することになり、私立の就園奨励費に相当する新たな町負担が出てくる。

委員：見通しとしては、町の負担が増えることなのか。

事務局：町外の施設に預けると町の負担が増えるので、町立の保育施設に呼び込める保育・教育にしないといけないと考えている。

教育長：幼稚園の保育料は、市町村民税額により決定することになるが、多子軽減の見直しを含めてみると、平成 26 年度と比較して保育料総額は減り、町の負担が増えることになる。その面では、サービスの向上になると思う。

委員：この町は、保育・教育に力を入れている姿勢を見せていると理解してよいのか。

教育長：一時預かり、延長保育、育児の日の取組など、0 歳からの育児・子育て支援を町の施策として実施していこうということの一環である。

議長：質疑を終結する。採決を行う。第 45 号議案「豊能町立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について」賛成の方の挙手を求める。

議長：挙手全員である。第 45 号議案は可決されました。以上で本日の審議事項は終了した。

## 5. 報告事項

報告事項 1：3 月定例議会の報告について

報告事項 2：学校園の入学式の案内について

報告事項 3：前回の 3 月 19 日に教育委員会会議定例会で審議した第 32 号議案「豊能町子ども・子育て支援法施行細則」の様式中の文言整理について

- ・「児童」については、広い意味でとらえ修正しない。
- ・「父」「母」欄の記載では、同居でない場合など明記しないと記載不備により確認に時間を要し、迅速に認定処理等が行えない恐れがあり、明記しておく。
- ・虐待DVの欄のチェック欄については「その他」欄に含め、削除する。

議長：以上で、本日の案件は全て終了した。教育委員会会議臨時会を閉会する。

○4 月度の教育委員会会議について

\* 4 月 23 日（木）午前 9 時 30 分開催予定

○5 月度の教育委員会会議について

\* 5 月 29 日（金）午後 3 時開催予定

閉会 午後 4 時 48 分

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成 27 年 3 月 3 日 署名

豊能町教育委員会  
委員長

岸本恵子

会議録署名人

太田佳子